

令和6年度 保育所等・幼稚園・認定こども園 利用案内 【追加・訂正情報のお知らせ】

■ 保育所等の利用における多子世帯支援の拡充に向けた取組の追加情報等

1 きょうだい同一園入所の機会拡充に向けた利用調整基準の見直し（令和6年4月の利用調整から）についてお知らせします。（14、18～19ページ・再掲）

川崎市では、多子世帯支援に関する課題への対応として、きょうだいが同一園に入所できる機会の拡充を図るため、新たに「川崎市保育所等の利用調整実施要綱（以下「要綱」という）」の見直しの必要が生じたことから、パブリックコメントを実施の上、結果を踏まえ、要綱を改正し、令和6年4月1日以降に保育所等の利用を希望する申込み子どもの利用調整から適用します。

要綱別表2「同ランク内での調整指数表」（抜粋）

令和6年度			令和5年度以前		
項目	細目	指数	項目	細目	指数
世帯状況	(4) 生活保護世帯等	7	世帯状況	(4) 生活保護世帯等	7
	(5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」			(5) 別表第1で優先されている「ひとり親世帯等」	
	(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」			(6) 別表第1で優先されている「生計中心者の失業」	
	(7) 既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯（※）			<新規>	

（※）合計指数が7点となる世帯と、同ランク同指数で競合した場合は、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」によらず、世帯状況（7）以外が適用される世帯を優先して入所内定とする。

<新規>

要綱別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（抜粋）

令和6年度		令和5年度以前	
項目	項目点	項目	項目点
<廃止>	<廃止>	既にきょうだいが在園している場合又はきょうだいが同時申請の場合で、同一施設・事業の利用を希望する世帯	1

2 保育所等の保育料のきょうだい減免の拡充についてお知らせします。（令和6年4月から）

（41、43ページ）

川崎市では、保育所等の保育料のきょうだい減免について、きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年4月から制度の拡充を実施します。

	令和6年度（予定）	令和5年度以前
市民税非課税世帯 （ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯）	全児童 （無料）	全児童 （無料）
市民税所得割相当額が57,700円未満の世帯	第2子 （半額） 第3子以降 （無料） →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象	第2子 （半額） 第3子以降 （無料） →きょうだいの年齢や利用施設・事業による制限なし →全世帯が減免対象
市民税所得割相当額が57,700円以上の世帯		第2子 （半額） 第3子以降 （無料） →同一世帯において、小学校就学前のお子さんが対象施設・事業を同時に利用される場合に適用